

(様式 1 - 3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	木質バイオマス施設等緊急整備事業(木質バイオマス関連施設整備事業)		事業番号	C-9-1
交付団体			南相馬市	事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費			126,000(千円)	全体事業費	126,000(千円)	
事業概要						
<事業概要> 新エネルギー活用市民交流センター創設する。(木質バイオマス関連施設の整備) ・木質バイオマスボイラー 1基(定格出力180kW) ・公の施設である市民交流センターを木造で建築することにより、国産材の利用促進を図る。 ・木質バイオマスボイラーを設備し、木材の利活用を推進し環境負荷低減のモデル事業とする。 ・市民交流センターを復興住宅入居者や近隣住民のコミュニティ拠点施設として活用する。 ・市民交流センターに木質バイオマスボイラーによる自家発電設備を備えることにより、地域防の拠点施設として活用する。 <事業間流用による経費の変更>(平成25年10月4日) 設計内容の再精査を実施したところ、事業費が9,930千円(国費:5,871千円)減額となったため、減額のうち、C-9-2木質バイオマス施設等緊急整備事業(木造公共建築物整備事業)へ7,306千円(国費:5,479千円)を流用する。これにより、交付対象事業費は126,000千円(国費:74,500千円)から118,694千円(国費:69,021千円)に減額となる。 <南相馬市復興計画 32・45頁> ○帰還後のコミュニティの再生(集会所整備、地域活動の支援) ・地域の活動拠点となる集会所施設整備やまちづくり委員会の運営を支援し、市民自らが積極的かつ主体的に復興に取り組み、地域課題を解決できるまちづくりを推進します。 ○再生可能エネルギーの各家庭、企業への普及 ・全市のエネルギーを再生可能エネルギーで賄う“自家発電のまち”を目指し、各家庭や企業が積極的に設備を導入するよう支援制度や意識啓発に取り組みます。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<平成23年度事業> 地域住民に対する事業説明 <平成24年度事業> 実施設計委託、建設工事委託(平成25年度中に竣工予定) <平成25年度事業> 運営体制、関係法規の整備						
東日本大震災の被害との関係						
大震災の津波と地震により、市内で1635帯が全壊等の建物被害を受けた。また、沿岸部においては、地域コミュニティ施設等も被害を受けた。住宅再建支援にあたっては住宅整備に併せ地域コミュニティの拠点整備を進める必要がある。このため、災害公営住宅建設に併せ、災害瓦礫の木質破砕材を燃料として利用し、冷暖房・発電施設の設備行い、省エネを図る市民交流センターを創設する。						
関連する災害復旧事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 2 5 年 1 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	6	事業名	木質バイオマス施設等緊急整備事業(木造公共建築物整備事業)		事業番号	C-9-2
交付団体			南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
総交付対象事業費			42,000(千円)	全体事業費	42,000(千円)	
事業概要						
<事業概要> 新エネルギー活用市民交流センター創設する。(木造公共建築物の整備) ・木造集会施設 1 棟 ・公の施設である市民交流センターを木造で建築することにより、国産材の利用促進を図る。 ・木質バイオマスボイラーを設備し、木材の利活用を推進し環境負荷低減のモデル事業とする。 ・市民交流センターを復興住宅入居者や近隣住民のコミュニティ拠点施設として活用する。 ・市民交流センターに木質バイオマスボイラーによる自家発電設備を備えることにより、地域防の拠点施設として活用する。 <変更内容> 木造集会施設の施設設計の見直しにより施設面積が変更となった。 変更前 308.5㎡ → 変更後 235.63㎡ <事業間流用による経費の変更>(平成 2 5 年 1 0 月 4 日) 当初事業費において、設計委託費等が未積算であったことから、その分を加算するとともに、今般の被災地における労務単価や資材費の高騰により、事業費が増額となったため、C-9-1木質バイオマス施設等緊急整備事業(木質バイオマス関連施設整備事業)より7,306千円(国費:5,479千円)を流用する。これにより、交付対象事業費は42,000千円(国費:31,500千円)から49,306千円(国費:36,979千円)に増額となる。 <南相馬市復興計画 32・45頁> ○帰還後のコミュニティの再生(集会所整備、地域活動の支援) ・地域の活動拠点となる集会所施設整備やまちづくり委員会の運営を支援し、市民自らが積極的かつ主体的に復興に取り組み、地域課題を解決できるまちづくりを推進します。 ○再生可能エネルギーの各家庭、企業への普及 ・全市のエネルギーを再生可能エネルギーで賄う“自家発電のまち”を目指し、各家庭や企業が積極的に設備を導入するよう支援制度や意識啓発に取り組みます。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<平成 2 3 年度事業> 地域住民に対する事業説明 <平成 2 4 年度事業> 実施設計委託、建設工事委託(平成 2 5 年度中に竣工予定) <平成 2 5 年度事業> 運営体制、関係法規の整備						
東日本大震災の被害との関係						
大震災の津波と地震により、市内で1635帯が全壊等の建物被害を受けた。また、沿岸部においては、地域コミュニティ施設等も被害を受けた。住宅再建支援にあたっては住宅整備に併せ地域コミュニティの拠点整備を進める必要がある。このため、災害公営住宅建設に併せ、災害瓦礫の木質破砕材を燃料として利用し、冷暖房・発電施設の設備行い、省エネを図る市民交流センターを創設する。						

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	23	事業名	道路事業（市街地相互接続道路整備）（主）原町海老相馬線		事業番号	D-1-2
交付団体		福島県	事業実施主体（直接/間接）		福島県（直接）	
総交付対象事業費		1,410,000（千円）	全体事業費		1,752,000（千円）	
事業概要						
本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた相馬市孫目地区～南相馬市南海老地区間において計画されている「ほ場整備事業」（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興整備実施計画））と連携し、幹線道路の付け替えを行うものである。 烏崎地区の防集移転地から真野川漁港周辺の平地部を經由し、南海老地区の防集移転地を結び、相馬市蒲庭地区へ続く移転後の集落を相互に結ぶルートで BP 区間と現道活用区間の 2 工区にて計画している。 現道は沿岸部を南北に結ぶ幹線道路であったが、北側の BP 区間は沿岸部に海岸防災林（農林水産省事業）が計画され、現形復旧が不可能となることより、隣接する農地にてほ場整備事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興整備実施計画））エリア内に非農用地設定を行い、新たなルートで道路付け替えを実施するものである。南側の現道活用区間は、地盤沈下分を嵩上げする盛土構造として整備するものである。 ▽事業量 実施場所：南相馬市鹿島区烏崎地内 事業内容：県道・原町海老相馬線 L=約 3,800m W=6.0（10.0）m C=1,752,000 千円 ▼位置付け <南相馬市復興計画 13 頁> 津波に強い都市基盤整備参照						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 津波により壊滅的な被害を受けた南相馬市右田海老地区及び真野地区における農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興整備実施計画）と連携し、ほ場整備エリアでの幹線道路の付け替えを行うもの ① 県道整備のための測量調査設計 <平成 25 年度>用地買収と一部工事に着手予定 津波により壊滅的な被害を受けた南相馬市右田海老地区及び真野地区における農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興整備実施計画）と連携し、ほ場整備エリアでの幹線道路の付け替えを行うもの ① 県道整備のための測量調査設計、工事						
東日本大震災の被害との関係						
現道の原町海老相馬線は、沿岸部の部落間を結ぶ生活幹線道路であったが、集落の痕跡は跡形もなく、すべて津波で流出し、南海老地区及び烏崎地区は津波により全壊となった。そのため防災集団移転事業により高台移転を計画している。 ※区域の被害状況も記載して下さい。						
関連する災害復旧事業の概要						
被災区域内では海岸堤防及び農地復旧のほ場整備事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。 事業区域沿いのほ場整備エリアにおいて、南相馬市では、「南相馬市再生可能エネルギー推進ビジョン」に基づき、津波被害を受けた農地を活用して風力や太陽光などの再生可能エネルギー基地を整備し、南相馬市の消費電力に匹敵するあるいはそれ以上の電力を再生可能エネルギーで生み出す計画を進めている。（平成 26 年度着工予定） <南相馬市復興計画 前期実施計画 主要事業 No.11>						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名		（なし）				

交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	24	事業名	道路事業（市街地相互接続道路整備）（県道：北泉小高線）	事業番号	D-1-3
交付団体	福島県		事業実施主体（直接/間接）	福島県（直接）	
総交付対象事業費	1,350,000（千円）		全体事業費	1,650,000（千円）	
事業概要					
本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた南相馬市下^{しもしづさ}浜佐地区と^{しどけ}雫地区間において計画されている「ほ場整備事業」（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興整備実施計画））と連携し、幹線道路の付け替えを行うものである。 下^{しもしづさ}浜佐地区の防集移転地から平地部を経由し、^{しどけ}雫地区の防集移転地へ続く移転後の集落を相互に結ぶルートで現道部を最大限に活用する計画としている。 現道は沿岸部を南北に結ぶ幹線道路であったが、北部は新たに工業団地の立地が計画されているため、その土地利用状況に合わせた縦断計画（盛土構造）とし、南部については沿岸部に海岸防災林（農林水産省事業）計画エリアになることより現形復旧が不可能となることから、一体的に隣接するほ場整備エリア内に非農用地設定を行い、新たなルートで道路付け替えを実施するものである。 ▽事業量 実施場所：南相馬市原町区萱浜地内 事業内容：L=約 3,800m W=6.0（10.0）m C=1,650,000 千円 ▼位置付け ＜南相馬市復興計画 13 頁＞ ○津波に強い都市基盤整備参照					
当面の事業概要					
＜平成 24 年度＞ 津波により壊滅的な被害を受けた南相馬市原町東地区における農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興整備実施計画）と連携し、ほ場整備エリアでの幹線道路の付け替えを行うもの ① 県道整備のための測量調査設計 ＜平成 25 年度＞ 津波により壊滅的な被害を受けた南相馬市原町東地区における農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興整備実施計画）と連携し、ほ場整備エリアでの幹線道路の付け替えを行うもの ① 県道整備のための測量調査設計、工事					
東日本大震災の被害との関係					
現道の北泉小高線は、沿岸部の部落間を結ぶ生活幹線道路であったが、集落の痕跡は跡形もなく、すべて津波で流出し、全壊となった。そのため防災集団移転事業により高台移転を計画している。また、現道南部については沿岸部が海岸防災林計画エリアになることより現形復旧が不可能となるため、内陸部に新ルートを計画している。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災区域内では海岸堤防・海岸防災林及び農地復旧等のほ場整備事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。 事業区域沿いのほ場整備エリアにおいて、南相馬市では、津波被害を受けた農地を活用して風力や太陽光などの再生可能エネルギー基地を整備及び経済復興のため、工業団地造成計画を進めている。 ＜南相馬市復興計画 前期実施計画 主要事業 No. 10, No. 11＞					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名	（なし）				

交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	32	事業名	住宅・建築物安全ストック形成事業 (がけ地近接等危険住宅移転事業)	事業番号	D-13-1
交付団体	南相馬市		事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費	1,434,806 (千円)		全体事業費	1,760,000 (千円)	
事業概要					
○住宅、建築物安全ストック形成事業 (がけ地近接等危険住宅移転事業) 〔目的〕 がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域 (災害危険区域等) に おいて危険住宅の移転を行う者に対して助成を行う 〔内容〕 対象要件: ①建築基準法第 39 条第 1 項の規定に基づき指定した災害危険区域 ② " 第 40 条の規定に基づき建築を制限した区域 ③土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条の規定に基づき福島県知事が 指定した土砂災害特別警戒区域 補助内容: ①除却等費: 危険住宅の除却等に要する費用 (限度額: 780 千円/戸) ②建物助成費: 危険住宅に代わる住宅の建設 (購入) に要する資金を金融機関等 から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用 (限度額: 建物 4,440 千円、土地 2,060 千円、敷地造成 580 千円の計 7,080 千円/戸) 〔対象戸数〕 ① H25.8 月現在、H26 末まで 292 件、H27 は最終年度であることから 50 件と想定 ② 波被害を受けた土砂災害特別警戒区域内にある住戸 10 342+10=352 戸 〔事業費の算出〕 352 戸×5,000 千円 (平均申請額) =1,760,000 千円 平成 25 年 8 月末現在、別紙積算資料により H26 分として 554,806 千円を要望する ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 交付対象 40 件 (配分済) <平成 26 年度> 交付対象 130 件 (想定) <平成 25 年度> 交付対象 122 件 (配布見込み)					
東日本大震災の被害との関係					
津波被害により甚大な被害を受けた地域について「災害危険区域」を設定し、その区域からの移 転として防災集団移転事業があるが、当制度の利用により個人移転をする方への助成が可能とな る。					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成25年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	33	事業名	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業 (南相馬市浄化槽設置整備復興事業)	事業番号	E-1-1
交付団体	南相馬市		事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
総交付対象事業費	163,944(千円)		全体事業費	256,680(千円)	
事業概要					
■移転等による住宅等再建支援 津波被害を受け災害危険区域・移転促進区域外に移転する者に対し、住宅等の再建を支援するため、浄化槽の設置費用の一部を補助する。 また、災害危険区域・移転促進区域外において、地震・津波被害(半壊以上)を受け、住宅等を現地再建する者又は移転する者に対しても同じく浄化槽の設置費用の一部を補助する。 加えて、住宅等の被害は少ないが、浄化槽・便槽が被災(浮上・沈下・槽の破裂に伴う漏水)した為、新しい浄化槽に入替えをする者に対しても設置費用の一部を補助する。 ①集団移転:180件、②個別移転:124件、③地震・津波被害による住宅等再建:154件 ④被災した浄化槽・便槽の入替:158件 ■旧下水道地域浄化槽整備 津波被害により下水道施設が損壊し、下水道を復旧しない地域でかつ災害危険区域・移転促進区域外において下水道から浄化槽に転換する者に対し、浄化槽の設置費用の一部を補助する。 浄化槽への転換:4件 ＜南相馬市復興計画 27項、31項＞ ○インフラの復旧・応急処置 上下水道施設の早期復旧 ○住宅再建の支援 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
＜平成25年度＞ (交付既決定) 228件補助 事業費94,392千円 ※平成24年度に基金に受入済み。 (想 定) 120件補助 事業費49,478千円 ＜平成26年度＞ (現 年) 63件補助 事業費 26,082千円 (繰越分) 182件補助 事業費 75,588千円 ※平成24年度(確定)、25年度(想定)分 (加算後) 245件補助 事業費101,670千円					
東日本大震災の被害との関係					
津波及び地震被害を受けた者の住宅再建支援として補助が必要である。また、損壊した下水道に替わり汚水を処理する浄化槽整備のため補助が必要である。					
関連する災害復旧事業の概要					
防災集団移転促進事業					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	36	事業名	出土遺物整理収蔵施設整備事業	事業番号	◆A-4-3-1
交付団体	南相馬市		事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市	
総交付対象事業費	141,403(千円)		全体事業費	141,403(千円)	
事業概要					
埋蔵文化財発掘調査で出土する遺物等を整理・収蔵する施設を整備する。 施設の規模・内容 整理作業棟 300m² 収蔵棟 600m² 棚を設置し、効果的な収蔵を行う。 現状の計算で、一般的なコンテナ (遺物収納箱) 1, 800 箱が収蔵可能 遺物出土量の想定 合計 1, 428 箱と想定 事業内容 民間所有施設の取得 土地 1, 292.2m²、建物 596.52m² 隣接民有地の取得 土地 1, 152.0m²、 収蔵棟の新設 300m² 事業費の増額 現交付事業額 101,492千円 不動産鑑定後必要額 141,403千円 (39,911千円の増) 増額の項目・理由 用地購入費・・・不動産鑑定に基づく増額 39,668千円→59,009千円 (19,341千円の増) 既存施設購入費・・・不動産鑑定に基づく増額 20,000千円→33,500千円 (13,500千円の増) 新設収蔵棟建設工事費・・・資材等建設コストの増額 35,000千円→42,700千円 (7,700千円の増) <南相馬市復興計画 31 頁> ○住宅再建の支援 ・震災により被災した市民については、災害救助法による住宅修理のための補助や集団移転事業により住宅再建の支援を行います。 <南相馬市復興計画 37 頁> ○災害に強い都市基盤の整備 (集団移転、防潮堤・防災林の整備、道路・河川堤防のかさ上げ等) ・海岸部全延長の防潮堤の整備、河川堤防のかさ上げ、防災林の整備及び道路のかさ上げ等を行うとともに、防災集団移転促進事業による災害危険区域外への移転を促進するなど、災害に強い都市基盤の整備を図ります。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
平成 25 年度 用地・建物取得、平成 26 年度 収蔵棟の建築					

東日本大震災の被害との関係

埋蔵文化財発掘調査により出土する遺物を整理する施設として、南相馬市は、生涯学習施設である南相馬市文化センターの一部を利用して行っていた。東日本大震災の地震により、同センターが損壊し、取り壊しをすることになり、発掘調査で出土する遺物を整理・収蔵する代替施設を別途整備する必要がある。

今後、高台移転等に伴う多くの発掘調査や、個人住宅等に伴う発掘調査などによって、大量に出土することが確実な遺物を整理、収蔵する施設を整備することは、南相馬市の復興事業を促進する上で必要不可欠な要件であることから、新たに埋蔵文化財の収蔵庫を確保するものである。

関連する災害復旧事業の概要

平成24年度以降

防災集団移転促進事業 調査箇所 33箇所

小高区 諏訪原遺跡、大井地区、大井花輪遺跡、清信遺跡、岡田地区、角部内南台遺跡、蛸沢地区、浦尻地区

鹿島区 大森遺跡、北海老地区、南屋形地区、北右田地区、鹿島広町地区、寺内地区、上寺内地区1、上寺内地区2、上寺内地区3、大内館跡

原町区 金沢地区1、金沢地区2、小川町地区、浦頭遺跡、原田遺跡、原山遺跡、萱浜地区、雫地区、小浜地区、下江井地区、小沢地区、上高平地区、北原地区、本陣前地区、上高平2地区

災害公営住宅整備事業 調査箇所 6箇所

小高区 万ヶ迫地区、東町二丁目地区

鹿島区 西川原地区、西町一丁目地区

原町区 大町二丁目地区、大町三丁目地区

平成25年度以降

民間事業

罹災者移転 調査箇所 試掘調査 40箇所、本調査 8箇所

原町東地区復興工業団地関連遺跡

赤沼遺跡、原山遺跡

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	A-4-3
事業名	埋蔵文化財発掘調査事業
交付団体	市

基幹事業との関連性

埋蔵文化財発掘調査は、現地調査後に、出土した遺物を整理し、発掘調査報告書を刊行し完了となる。

南相馬市においては、出土遺物を整理するための施設が、地震被害により取り壊しのため、確保ができない。

したがって、大量に出土することが確実な遺物を整理し、収蔵する施設を整備しなければ、南相馬市における復興事業に係る埋蔵文化財発掘調査の促進に大きな支障をきたすこととなる。

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	47	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業） （八沢）	事業番号	G-1-5
交付団体	福島県		事業実施主体（直接/間接）	福島県	
総交付対象事業費	2,058,770（千円）		全体事業費	3,817,547（千円）	
事業概要					
津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指すため、ほ場整備事業のハード事業を行うとともに、農業経営高度化支援事業（指導事業、調査・調整事業、高度化経営体集積促進事業）のソフト事業を併せ行うものである。 区画整理工 A=237.6ha(全体 373.2ha) 農業経営高度化支援事業 N=1 式 ・指導事業 ・調査・調整事業 ・高度経営体集積促進事業 【南相馬市復興計画の記載】 主要施策 3（経済復興）－基本施策 3-1（産業の再生）－主な方策（農林水産業への支援） 被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の推進を図る。 【福島県復興計画の記載】 （3）新たな時代をリードする産業の創出 ④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり 農業の持続的発展と農家が意欲とやりがいを持って営農できる環境を整えていくため、農用地の利用集積と一体となった農地整備事業をはじめとした農業農村整備事業を推進する。					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 実施設計、境界測量、換地業務、農業経営高度化支援事業 <平成 26 年度> 区画整理工、実施設計、換地業務、用買・補償、農業経営高度化支援事業 <平成 27 年度> 区画整理工、補完工事、確定測量、換地業務、農業経営高度化支援事業					
東日本大震災の被害との関係					
①東日本大震災により発生した津波により、南相馬市の沿岸部の約 2,300ha が浸水し、甚大な被害が発生した。被害は、農地はもとより、道水路及び農林水産施設、住宅地などの広範囲に及んでいる。 ②地震による地盤沈下(30～40 cm程度)により海水面との高低差が少なくなり、海岸沿線部及び各河川沿線部の農地については、排水機能が著しく低下しており、かつ海水の湛水状態が続いたことから塩害も著しく、また表土流出による地力低下もあり、営農再開が困難となっている。しかし、このような営農再開が困難な地域の農業者であっても営農継続を望む声がある。 ③一方、津波により家屋のほか農業機械や設備が流されるなどの被害を受けたものの、この機会に農地集積を進め、地域の農業を復興するとの意欲を持った農家もいる。					

④このため、大区画ほ場整備の実施により、意欲ある担い手に農地を集積し、収益性の高い農業を展開することにより、地域農業の復興を図るものである。	
関連する災害復旧事業の概要	
農地・農業用施設・関連施設について災害査定実施済み。 （農地面積 A=226ha、査定額 4,818,505 千円） 津波被災割合（津波被災エリア面積／地区面積）・・・281.5／302.6＝93%	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	48	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業） （原町東）		事業番号	C-1-6
交付団体		福島県	事業実施主体（直接/間接）		福島県（直接）	
総交付対象事業費		3,644,370（千円）	全体事業費		7,720,674（千円）	
事業概要						
津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指すため、ほ場整備事業のハード事業を農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うとともに、農業経営高度化支援事業（指導事業、調査・調整事業、高度経営体集積促進事業）のソフト事業を併せ行うものである。 区画整理工 A=318ha 農業経営高度化支援事業 N=1 式 ・指導事業 ・調査・調整事業 ・高度経営体集積促進事業 【南相馬市復興計画】 主要施策 3（経済復興）－基本施策 3-1（産業の再生）－主な方策（農林水産業への支援） 被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の推進を図る。 【福島県復興計画】 （3）新たな時代をリードする産業の創出 ④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり 農業の持続的発展と農家が意欲とやりがいを持って営農できる環境を整えていくため、農用地の利用集積と一体となった農地整備事業をはじめとした農業農村整備事業を推進する。						
当面の事業概要						
<平成 25 年度> 測量及び実施設計、換地業務、農業経営高度化支援事業 <平成 26 年度> 区画整理、補完工事、確定測量、用買・補償、換地業務、農業経営高度化支援事業 <平成 27 年度> 区画整理、補完工事、確定測量、用買・補償、換地業務、農業経営高度化支援事業						

東日本大震災の被害との関係	
①東日本大震災により発生した津波により、相馬市及び南相馬市の沿岸部の約 3,800ha が浸水し、甚大な被害が発生した。被害は、農地はもとより、道水路及び農林水産施設、住宅地、商工業事業所などの広範囲に及んでいる。 ②地震による地盤沈下(30～40 cm程度)により海水面との高低差が少なくなり、海岸沿線部及び各河川沿線部の農地については、排水機能が著しく低下しており、かつ海水の湛水状態が続いたことから塩害も著しく、また表土流出による地力低下もあり、営農再開が困難となっている。しかし、このような営農再開が困難な地域の農業者であっても営農継続を望む声がある。 ③一方、津波により家屋のほか農業機械や設備が流されるなどの被害を受け、さらに放射性物質の影響及びそれに伴う風評被害により、営農再開が厳しい状況となっているが、この機会に農地集積を進め、地域の農業を復興するとの意欲を持った農家もいる。 ④このため、大区画ほ場整備の実施により、意欲ある担い手に農地を集積し、収益性の高い農業を展開することにより、地域農業の復興を図るものである。 ⑤また、南相馬市復興計画では、生産から加工・販売まで一体的に行う農業の複合経営を推進することにより雇用の拡大を図り、地域の活力を取り戻すことを目指していることから、大区画ほ場整備の実施が必要となっている。 ⑥なお、営農再開の条件整備が困難な箇所については、太陽光発電などのクリーンエネルギー供給施設用地として活用するなど、土地の有効活用を図り地域一体となった復興を目指すものである。	
関連する災害復旧事業の概要	
農地・農業用施設・関連施設について災害査定実施済み。 (農地面積 A=263ha、査定額 4,817,000 千円) 津波被災割合(津波被災¹⁾面積／地区面積)・・・403.4/433.6＝93% ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	55	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業） （右田・海老）	事業番号	G-1-8
交付団体	福島県		事業実施主体（直接/間接）	福島県（直接）	
総交付対象事業費	1,175,390（千円）		全体事業費	5,263,795（千円）	
事業概要					
津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指すため、ほ場整備事業のハード事業を行うとともに、農業経営高度化支援事業（指導事業、調査・調整事業、高度化経営体集積促進事業）のソフト事業を併せ行うものである。 区画整理工 A=224.5ha（地区面積 A=334.0ha） 農業経営高度化支援事業 N=1 式 ・指導事業 ・調査・調整事業 ・高度経営体集積促進事業 【南相馬市復興計画の記載】 主要施策 3（経済復興）－基本施策 3-1（産業の再生）－主な方策（農林水産業への支援） 被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の推進を図る。 【福島県復興計画の記載】 （3）新たな時代をリードする産業の創出 ④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり 農業の持続的発展と農家が意欲とやりがいを持って営農できる環境を整えていくため、農用地の利用集積と一体となった農地整備事業をはじめとした農業農村整備事業を推進する。					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 実施設計、換地業務、農業経営高度化支援事業 <平成 26 年度> 換地業務、用買・補償、区画整理、農業経営高度化支援事業 <平成 27 年度> 確定測量、換地業務、用買・補償、区画整理、補完工事、農業経営高度化支援事業					
東日本大震災の被害との関係					
①東日本大震災により発生した津波により、南相馬市の沿岸部の約 2,300ha が浸水し、甚大な被害が発生した。被害は、農地はもとより、道水路及び農林水産施設、住宅地などの広範囲に及んでいる。 ②地震による地盤沈下(30～40 cm程度)により海水面との高低差が少なくなり、海岸沿線部及び各河川沿線部の農地については、排水機能が著しく低下しており、かつ海水の湛水状態が続いたことから塩害も著しく、また表土流出による地力低下もあり、営農再開が困難となっている。しかし、このような営農再開が困難な地域の農業者であっても営農継続を望む声					

がある。

③一方で、津波により家屋の他農業機械や設備が流されるなどの被害を受けたものの、この機会に農地集積を進め、地域の農業を復興するとの意欲を持った農家もいる。

④このため、大区画ほ場整備の実施により、意欲ある担い手に農地を集積し、収益性の高い農業を展開することにより、地域農業の復興を図るものである。

関連する災害復旧事業の概要

農地・農業用施設・関連施設について災害査定実施済み。
 （農地面積 A=237.9ha、査定額 825,041 千円）
 津波被災割合（津波被災¹⁾7面積／地区面積）・・・334／334=100%

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	56	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業） （真野）	事業番号	C-1-9
交付団体	福島県		事業実施主体（直接/間接）	福島県	
総交付対象事業費	1,011,970（千円）		全体事業費	3,131,102（千円）	
事業概要					
津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指すため、ほ場整備事業のハード事業を行うとともに、農業経営高度化支援事業（指導事業、調査・調整事業、高度化経営体集積促進事業）のソフト事業を併せ行うものである。 区画整理工 A=141.9ha(地区面積 A=220.6ha) 農業経営高度化支援事業 N=1 式 ・指導事業 ・調査・調整事業 ・高度経営体集積促進事業 【南相馬市復興計画の記載】 主要施策 3（経済復興）－基本施策 3-1（産業の再生）－主な方策（農林水産業への支援） 被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の推進を図る。 【福島県復興計画の記載】 （3）新たな時代をリードする産業の創出 ④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり 農業の持続的発展と農家が意欲とやりがいを持って営農できる環境を整えていくため、農用地の利用集積と一体となった農地整備事業をはじめとした農業農村整備事業を推進する。					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 実施設計、境界測量、換地業務、農業経営高度化支援事業 <平成 26 年度> 実施設計、換地業務、用買・補償、区画整理工、農業経営高度化支援事業 <平成 27 年度> 確定測量、換地業務、用買・補償、区画整理工、補完工事、農業経営高度化支援事業					
東日本大震災の被害との関係					
①東日本大震災により発生した津波により、南相馬市の沿岸部の約 2,300ha が浸水し、甚大な被害が発生した。被害は、農地はもとより、道水路及び農林水産施設、住宅地などの広範囲に及んでいる。 ②地震による地盤沈下(30～40 cm 程度)により海水面との高低差が少なくなり、海岸沿線部及び各河川沿線部の農地については、排水機能が著しく低下しており、かつ海水の湛水状態が続いたことから塩害も著しく、また表土流出による地力低下もあり、営農再開が困難となっている。しかし、このような営農再開が困難な地域の農業者であっても営農継続を望む声がある。					

(様式 1 - 3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 2 5 年 1 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	57	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(集落排水整備)		事業番号	C-1-10
交付団体		南相馬市		事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
総交付対象事業費		14,760(千円)		全体事業費	233,000(千円)	
事業概要						
沿岸地区で自宅が津波により被災を受けた市民のうち鹿島区西部地区に新築移転する世帯が増え、また同地区には防災集団移転事業並びに災害公営住宅整備事業が予定されており、さらには、原発事故に伴い旧警戒区域に指定された世帯からの移転もあり、今後ますます当該地区の人口増が見込まれるため、当該農業集落排水処理施設の能力拡充を実施する。 既設処理能力 2,840 人 ⇨ 変更後処理能力 3,520 人(増設処理能力 680 人) 設計委託料 22,000 千円 施設能力拡張工事 211,000 千円 ＜南相馬市復興計画 37 頁＞ 主要施策 4 防災まちづくり 基本施策 4 - 1 災害に強いまちの創造 《目標》 甚大な災害をもたらした今回の災害を教訓として、ハード・ソフト両面にわたる災害対策の充実を図り、安全・安心のまちをつくります。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
＜平成 2 5 年度＞基本設計 ＜平成 2 6 年度＞概略設計、詳細設計 ＜平成 2 7 年度＞実施設計、工事着工						
東日本大震災の被害との関係						
海岸に面した東部地区は、東日本大震災により甚大な被害を受けており、防災集団移転等により沿岸から離れた高台への移転が計画されているため、当該地区の生活排水環境の整備を推進する必要がある。						
関連する災害復旧事業の概要						
当該地区は、防災集団移転促進事業、災害公営住宅事業による移転予定地であり、農山漁村地域復興基盤総合整備事業との調整を行っている。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	58	事業名	復興基盤総合整備地形図作成事業	事業番号	◆C-1-1-1
交付団体	南相馬市		事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費	2,468 (千円)		全体事業費	2,468 (千円)	
事業概要					
津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指すため、農山漁村地域復興基盤総合整備事業計画を進めていたが、原形復旧を目論んでいた被災地の一部で水利・就農等を再考した結果、ほ場整備に編入する意向になった。 このことから、追加地区の事業検討資料として不足している地形図作成業務を行う。 H25 委託料 2,468 千円 【南相馬市復興計画 33 頁】 主要施策 3 経済復興 基本施策 3-1 産業の再生 《目標》 被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の推進を図る。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 業務委託 復興基盤整備の検討資料となる地形図作成業務					
東日本大震災の被害との関係					
①東日本大震災により発生した津波により、南相馬市の沿岸部の約 2,300ha が浸水し、甚大な被害が発生した。被害は、農地はもとより、道水路及び農林水産施設、住宅地などの広範囲に及んでいる。 ②地震による地盤沈下 (30~40 cm 程度) により海水面との高低差が少なくなり、海岸沿線部及び各河川沿線部の農地については、排水機能が著しく低下しており、かつ海水の湛水状態が続いたことから塩害も著しく、また表土流出による地力低下もあり、営農再開が困難となっている。しかし、このような営農再開が困難な地域の農業者であっても営農継続を望む声がある。 ③一方で、津波により家屋の他農業機械や設備が流されるなどの被害を受けたものの、この機会に農地集積を進め、地域の農業を復興するとの意欲を持った農家もいる。 ④このため、大区画ほ場整備の実施により、意欲ある担い手に農地を集積し、収益性の高い農業を展開することにより、地域農業の復興を図るものである。					
関連する災害復旧事業の概要					
農地・農業用施設・関連施設について、災害査定実施済み。 ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号	C-1-1				
事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (復興整備実施計画)				
交付団体	福島県				
基幹事業との関連性					
基幹事業地拡大のための基礎資料として平面図が必要となる					

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	59	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業） （原町南部）	事業番号	G-1-11
交付団体	福島県		事業実施主体（直接/間接）	福島県（直接）	
総交付対象事業費	593,678（千円）		全体事業費	2,167,028（千円）	
事業概要					
津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指すため、ほ場整備事業のハード事業を行うとともに、農業経営高度化支援事業（指導事業、調査・調整事業、高度化経営体集積促進事業）のソフト事業を併せ行うものである。 なお、本地区はほ場整備実施中に大震災による地盤沈下及び大震災に伴う大津波により被災した地区である。 区画整理工 A=217.7ha（地区面積 A=251.9ha） 農業経営高度化支援事業 N=1 式 ・指導事業 ・調査・調整事業 ・高度経営体集積促進事業 【南相馬市復興計画の記載】 主要施策 3（経済復興）－基本施策 3-1（産業の再生）－主な方策（農林水産業への支援） 被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の推進を図る。 【福島県復興計画の記載】 （3）新たな時代をリードする産業の創出 ④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり 農業の持続的発展と農家が意欲とやりがいを持って営農できる環境を整えていくため、農用地の利用集積と一体となった農地整備事業をはじめとした農業農村整備事業を推進する。					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 農業経営高度化支援事業 <平成 26 年度> 実施設計、境界測量、換地業務、用買・補償、区画整理、農業経営高度化支援事業 <平成 27 年度> 確定測量、換地業務、用買・補償、区画整理、補完工事、農業経営高度化支援事業					
東日本大震災の被害との関係					
①東日本大震災により発生した津波により、南相馬市の沿岸部の約 2,300ha が浸水し、甚大な被害が発生した。被害は、農地はもとより、道水路及び農林水産施設、住宅地などの広範囲に及んでいる。 ②地震による地盤沈下(30～40 cm 程度)により海水面との高低差が少なくなり、海岸沿線部及び各河川沿線部の農地については、排水機能が著しく低下しており、かつ海水の湛水状態が続いたことから塩害も著しく、また表土流出による地力低下もあり、営農再開が困難となっている。しかし、このような営農再開が困難な地域の農業者であっても営農継続を望む声がある。					

③一方で、津波により家屋の他農業機械や設備が流されるなどの被害を受けたものの、この機会に農地集積を進め、地域の農業を復興するとの意欲を持った農家もいる。

④このため、大区画ほ場整備の実施により、意欲ある担い手に農地を集積し、収益性の高い農業を展開することにより、地域農業の復興を図るものである。

関連する災害復旧事業の概要

農地・農業用施設・関連施設について災害査定実施済み。

（農地面積 A=201.66ha、査定額 5,360,499 千円）

津波被災割合（津波被災農地面積／区画整理面積）・・・201.66／217.7=92.6%

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	60	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (復興整備実施計画)		事業番号	◆C-1-6-1
交付団体		福島県	事業実施主体 (直接/間接)		福島県	
総交付対象事業費		248,552 (千円)	全体事業費		248,552 (千円)	
事業概要						
本県南相馬市地域では、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指すよう、農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を実施している(金沢・北泉地区、原町東地区、真野地区)。 また、沿岸部では東日本大震災に伴い 40 cm 程度の地盤沈下発生し、排水不良を起こしており、復興にあたっては大量の盛土材が必要となっていることから、採取土については既存分布図を基に埋蔵文化財の無いエリアを選定してボーリング調査を行い、盛土材として確保することとしていたが、その後試掘調査により新たに埋蔵文化財が発見されたことから、盛土材として活用するために、埋蔵文化財本調査を行うものである。 埋蔵文化財本発掘調査 A=30,200 m² (原町第 1 地区) 【南相馬市復興計画の記載】 主要施策 3 (経済復興) - 基本施策 3-1 (産業の再生) - 主な方策(農林水産業への支援) 被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の推進を図る。 【福島県復興計画の記載】 (3) 新たな時代をリードする産業の創出 ④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり 農業の持続的発展と農家が意欲とやりがいを持って営農できる環境を整えていくため、農用地の利用集積と一体となった農地整備事業をはじめとした農業農村整備事業を推進する。						
当面の事業概要						
<平成 25 年度> 文化財本発掘調査 <平成 26 年度> 文化財本発掘調査						
東日本大震災の被害との関係						
①東日本大震災により発生した津波により、南相馬市の沿岸部の約 2,300ha が浸水し、甚大な被害が発生した。被害は、農地はもとより、道水路及び農林水産施設、住宅地などの広範囲に及んでいる。 ②地震による地盤沈下 (30~40 cm 程度) により海水面との高低差が少なくなり、海岸沿線部及び各河川沿線部の農地については、排水機能が著しく低下しており、かつ海水の湛水状態が続いたことから塩害も著しく、また表土流出による地力低下もあり、営農再開が困難となっている。しかし、このような営農再開が困難な地域の農業者であっても営農継続を望む声がある。						

③一方、津波により家屋のほか農業機械や設備が流されるなどの被害を受けたものの、この機会に農地集積を進め、地域の農業を復興するとの意欲を持った農家もいる。

④このため、大区画ほ場整備の実施により、意欲ある担い手に農地を集積し、収益性の高い農業を展開することにより、地域農業の復興を図るものである。

関連する災害復旧事業の概要

--

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	C-1-4、C-1-6、C-1-9
事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業） （金沢・北泉地区、原町東地区及び真野地区）
交付団体	福島県

基幹事業との関連性

本事業にて埋蔵文化財本調査を行い盛土材を確保することにより、基幹事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））の事業費を縮減できる。